

めぐろ社協だより「てって」広告掲載取扱要領

平成25年10月31日付け目社協第541号決定

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が発行するめぐろ社協だより[てって](以下「てって」という。)の紙面の一部を活用して行う事業者等の広告掲載に関し必要な事項を定めることにより、当該掲載料による収益を確保し、協議会の財政基盤の強化に資することを目的とする。

(掲載基準)

第2条 てってに掲載することができる広告は、区民生活に関連したもので、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) てっての目的、公共性を損なうおそれがある次に該当するもの

- ア マルチ商法、キャッチ商法
- イ 消費者金融(サラ金、無届出の金融業)
- ウ たばこその他区民の健康上、好ましくないと思われるもの
- エ ギャンブルに関わるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に列挙されているもの及びこれらに類すると認められるもの

(3) 政治活動・宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に係る次に該当するもの

- ア 政治活動に関するもので公職選挙法に抵触するもの
- イ 寺社や宗教名等を用いて行われる布教・義援金募集活動
- ウ 個人・団体等の主義主張
- オ 人材募集の広告

(4) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められる次に該当するもの

- ア 法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの
- イ 個人・他企業等を誹謗中傷するもの
- ウ 過激な表現・いかがわしい表現のもの

(5) 基本的人権の侵害、消費者被害及び青少年の保護等に係る次に該当するもの

- ア 基本的人権を侵害するもの
 - (ア) 人権侵害、名誉き損又は各種差別的なもの
 - (イ) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (ウ) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他財産権を無断で使用したものの又はプライバシー等を侵害するもの若しくは侵害するおそれがあるもの
- イ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (ア) 大げさな表現や根拠のない表現、誤認を招くような表現のもの
 - (イ) 科学的根拠の乏しい表現又は誤解を招くような表現のもの
 - (ウ) 射幸心を著しくあおる表現のもの
- (エ) 虚偽の内容を表示するもの
- (オ) 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
- (カ) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者及び施設に係るもの
- (キ) 目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (ク) 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、

保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係る表現のものを除く。）

(ケ) 協議会の広告事業の円滑な遂行に支障を来すもの

ウ 青少年保護の観点から不適切なもの

(ア) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

(イ) 暴力若しくは犯罪を肯定し、又は助長するような表現のもの

(ウ) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現のもの

(エ) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

(オ) ギャンブル等を肯定するもの

(カ) 青少年の人体、精神又は教育に有害であると認められるもの

エ その他

(ア) 広告の内容が著しく特定の区民に限られているもの(会員への通知広告・尋ね人・死亡通知・物品交換・不用品売買・物品譲渡等・占い、運勢判断・興信所・探偵事務所)

(イ) 社会問題になっている事項に関するもの

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更正手続中の事業者のもの

(エ) 各種法令に違反している事業者のもの

(オ) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者のもの

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者のもの

(キ) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする者に係るもの

(ク) 商品先物取引に関するもの

(ケ) 結婚相談、交際紹介等を業とする者に係るもの

(コ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者の者に係るもの

(6) 上記以外で、てってに掲載することが妥当でないと事務局長が認めるもの
(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び位置等は、次のとおりとする。

規格	位置	印刷種別
縦65mm 横80mm	1面・4面の指定する位置	カラー印刷
	2面・3面の指定する位置	2色印刷

(掲載するてっての号)

第4条 掲載するてっての号は、原則9月号及び2月号とする。

(掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

区分	広告掲載料
1面	40,000円
2面・3面	20,000円
4面	30,000円

(広告掲載の募集)

第6条 協議会会長(以下「会長」という。)は、てって及びホームページ等により広告掲載を募集するほか、必要に応じて募集の個別案内をするものとする。

(掲載申込)

第7条 広告掲載希望者は、別に定める申込書及び自らが作成した広告案を、会長の指定する期日までに協議会に提出するものとする。

(掲載の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申込書等の提出があったときは、前条の提出期限後に掲載の審査を行い、申込者に通知する。

2 会長は、掲載しようとする広告案に不適當な内容の文言等がある場合は、内容の補正又は修正を申し入れることができる。

(掲載の順位)

第9条 広告の申込が多数の場合は、申込者の公共性等を勘案し、次の掲載順位とする。

第1順位	国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及び公共的団体の広告
第2順位	私企業及び自営業で、区内に事業所等を有するものの広告
第3順位	上記以外の私企業及び自営業であるものの広告

2 同一順位の場合は、当該申込者が協議会団体会員であるか否か及び公共性の程度等により優先性を決定する。

(版下原稿の提出)

第10条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、会長の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を協議会に提出するものとする。

2 前項の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、会長が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載料の不還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、会長は広告主の責によらない理由により広告の掲載ができない場合は、広告掲載料を還付することができる。

(掲載の取消)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 広告が編集・発行上支障となるとき。
- (2) 広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (3) 指定期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

目黒区社会福祉協議会 社協だより「てって」広告掲載申込書

年 月 日

目黒区社会福祉協議会 会長 あて

申込者 印

住所：
(所在地)

氏名： 印
(会社・団体の場合名称及び代表者名)

業種：
担当者部署名：
担当者電話番号：
担当者 FAX 番号：

社協だより「てって」広告掲載要領第7条に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

- 掲載希望月 (9月号 2月号)
- 広告区分 [1号広告(第1面掲載) 2号広告(第4面掲載)]
- 広告内容 例：社名ロゴを表示させ、認知度向上を図る
商品・サービスの紹介を行う
イベント周知を行う
()

※掲載希望月の欄より、希望する掲載月に○を付けてください。

※広告区分の欄より、希望する広告区分に○を付けてください。

※「てって」の発行月、ページ数の変更により、掲載希望月、広告区分に変更が生じる場合がございます。お申込み前に、事務局へご確認ください。

※広告掲載は、本会広告掲載要領第8条に基づき、審査のうえ決定させていただきます。